

外国籍の患者さんへ

平成 30 年 5 月 24 日

診療単価等改定のお知らせ

佐世保市総合医療センター
院長

私たちは診療の必要な患者さんに必要なケアを、国籍を問わず等しく行ってまいりましたが、昨今増え続ける外国籍の患者さんに、より快適な医療サービスを受けていただくため、どうしても診療単価の改定が必要になりました。

また、翻訳を要する診断書、領収証明書等につきましても文書料の見直しを下記のとおり行いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

適用開始： 平成 30 年 7 月 1 日

改定内容： 《診療単価》 1 点 10 円 ⇒ 1 点 15 円 へ
《文書料》 生命保険用診断書（英語） 10,000 円
普通診断書（英語） 5,000 円
領収証明書（英語） 1,000 円
（中国語） 1,000 円
（韓国語） 1,000 円 等

*他様式の文書料については医事係担当者へお尋ねください。

*診療費・文書料とも消費税 8% が加算されます。

対象となる患者さん：《診療単価》日本の健康保険 未加入 および
米軍後払い対象外の患者さん
《文書料》翻訳が必要な全患者さん

*翻訳文書につきましては、日本国籍の患者さんでも改定料金となりますのでご了承ください。

以上

経営企画課